町長室の窓から

猛暑日が続いた今年の夏。異常な暑さにいい加減うんざりしていましたが、町内津々浦々で稲刈りの作業風景が見受けられるようになり、ようやく秋の訪れを感じているところです。今年は、スポーツの秋、読書の秋といわれる秋の季節の素晴らしさを、しっかり感じることができる年になって欲しいと願っています。

さて、いよいよ来年4月から、現在の行政区が自治会となり、新たな自治活動が始まります。ただ、新たな活動といっても、今の行政区で取り組まれている行事や活動が出来なくなるということではありません。より身近な地域で活動すべき事もたくさんありますから、現在取り組まれている活動で不可欠なものは、当然自治会で取り組むことになります。しかし一方、社会情勢が大きく変化をする中で、従来から各行政区で当たり前のようにできていたことができなくなったり、人材確保が困難になったりしている現実もあります。そこで、既存の行政区(自治会)だけでなく、ある程度広域的な枠組みの下で取り組む方が効果が期待できることは、自治会の垣根を越えて、小学校区を範囲とする地域コミュニティで連携協力しながら取り組んでいこうというのが、町が進めている地域コミュニティ推進事業の考え方です。

連携協力する内容は、例えば、子どもたちの育成や挨拶運動、防犯・防災、福祉、環境、健康づくり等々、いろいろ考えられると思いますが、こういった内容を、そこに住んでである方々の知恵や思いを大事にし、取り組んでいただければと思っています。もちろん、全ての事が直ちに出来るわけではありませんので、「出来ること」「やった方がいいこと」を、それぞれの地域コミュニティの実態に即して、一歩ずつ進めていただければと思っています。

この構想を進めるために求められる新たな組織「小学校区コミュニティ運営協議会」が、本年度をもって全ての小学校区で立ち上がりました。運営協議会の設立に向けまして、多大なるご尽力をいただきました歴代の区長さんや現在の区長さん、区の役員の皆さん、議員の皆さんをはじめ、地域の方々、関係各位に心から感謝申し上げます。

こうした取組を進める中で、「役場は楽になるね」と言われる方もおられます。しかしそれは全く逆です。住民の皆さまの生命や財産を守る、また、住民サービスや住民福祉の向上といった行政本来の責務は、当然行政が主体性を持って果たさなければなりません。加えて、町の繁栄に向けて策を講じることも重要な役割です。そのため、住民自治という体制の下では、住民の皆さまや各地域のニーズなどをしっかり把握しながら、きめ細かな支援をしていく必要がありますし、共働の視点からも、地域(自治会やコミュニティ)との連携や情報の交流促進などが、今までにも増して重要になってくるものと考えています。

住む人がいて地域があり町がある。そして、まちづくりの営みに終わりはない。このことを肝に銘じ、住民が主役の活気溢れる宇美町づくりに、今後とも、職員一丸となって取り組んでいる所存ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ　総務課　☎932-1111

Vol.10 2016.10 宇美町消防団ここにあり!!

■第一分団準優勝

9月11日(日)に、福岡県消防学校において「第24回福岡県消防操法大会」が開催されました。

この大会は、各地区の代表チームが操法技術を競い合うもので、糟屋地区の代表として宇美町消防団第一分団が自動車ポンプの部に出場し、準優勝という輝かしい結果を収めました。

準優勝に輝いた第1分団

■第9分団に新車両配備

9月22日(木・祝)に、第9分団に新車両が配備されました。

松永分団長は、藤木団長から配備目録を受け取ると「最新型の車両に更新していただき、管轄区は基より、町内全域の防火・防災に活躍してくれることを期待しております」とあいさつされました。

左:松永分団長　右:藤木団長

問い合わせ　総務課　安全安心係　☎932-1111

平成29年度から

～あなたのアイデア、まちづくりに生かしてみませんか～

宇美町共働事業提案制度がはじまります!

町では、地域課題の効果的かつ効率的な解決を図り、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを実現するため、町民活動団体の先駆性、専門性、独自性などを生かした、町民活動団体と町が共働で実施する公益的な事業提案を募集する、「宇美町共働事業提案制度」を実施します。

社会の変化に伴い、まちには新たな地域課題が増えてきています。子育て支援、高齢者福祉、文化交流、防災などさまざまな分野で、あなたの自由なアイデアをまちづくりに生かしてみませんか。

共働事業提案制度の概要

●対象となる団体
ボランティア団体、行政区(自治会)、小学校区コミュニティ運営協議会その他の自主的に社会貢献性を持つ活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体です。

●経費の負担額
事業の実施に必要な総事業費の5分の4以内(1事業あたり30万円を限度とする)を町が負担しますので、実施団体は総事業費のうち町の負担額以外の額を負担いただきます。

●審査
提案された共働事業については、学識者や一般公募住民などで構成される共働事業提案制度実施判定委員会において、申請団体からの公開プレゼンテーションを経て実施を決定します。

共働ってなんですか?

共働とは、さまざまな主体同士が、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識し合い、認め合い、尊重し合い、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に楽しみながら行動していくことです。

※詳細は、「宇美町共働のまちづくり推進のための指針」をご覧ください。まちづくり課窓口、町HP(http://www.town.umi.lg.jp/site/kyoudou/kyoudoushishin.html)でご覧いただけます。

平成29年1月募集開始予定!
(※募集要項は11月から配布開始)

共働事業提案制度についての説明会を実施します!

共働事業提案制度の詳細についての説明会を12月上旬に開催予定です。「共働事業って具体的にどんなもの?」「アイデアはあるけれど、どのように事業化したらいいのかわからない」「申請書の書き方など応募手続きを教えてほしい」など、さまざまな疑問にお答えします。説明会の実施日程などについては、広報うみ11月号(次号)でお知らせします。

問い合わせ　まちづくり課　共働のまちづくり係　☎934-2370